地方創生の基盤となる地方分権改革の推進を求める意見書

国においては、本年2月の補正予算で「地域住民生活等緊急支援のための交付金」、平成27年度地方財政計画では「まち・ひと・しごと創生事業費」を措置するなど、地方創生に向け本格的に取り組む姿勢を示している。

地方創生の実現に向けて力強い潮流を作るためには、地方がそれぞれの実情に 応じた創意工夫によって、主体的な施策を実施することが何よりも重要であり、 地方分権改革はその基盤となるものである。

昨年導入された地方分権改革に関する「提案募集方式」については、個々の地方公共団体からの意見を広く取り上げ、改革を着実に推進するシステム、すなわち「国が選ぶのではなく、地方が選ぶ地方分権」として評価するものである。

しかしながら、昨年度においては、地方から935件に上る意欲あふれる提案がなされたが、その4割が検討の対象にもならない結果となっている。

よって、国においては、「提案募集方式」における地方からの提案を実現し、 地方が自らの発想と創意工夫により施策を展開できるよう、更なる事務・権限の 移譲や規制緩和に積極的に取り組まれることを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月3日

徳島県議会議長 川 端 正 義